

松浦市建築物の耐震改修促進計画

別紙

令和元年 7 月

長崎県 松浦市

松浦市建築物の耐震改修促進計画第5章. 2. (3)「危険なブロック塀等の除却支援」および松浦市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱第2条第1項第4号で定める避難路等については以下のとおりとする。

避難路

震災時の避難路については、第2章. 1. (5)「緊急輸送道路」のほか、松浦市地域防災計画 基本計画編 第3章第6節8に記載の避難経路の基本方針を勘案し、下表に該当するものを基準とする。

区域	避難路とみなす道の基準
都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第42条で定める道の定義に該当するもの。 ・ 公共が設置している道の形状をなす土地で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。 ・ 法定外公共物で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。 ・ 私道で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもので通り抜けができるもの。
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法上による道路 ・ 公共が設置している道の形状をなす土地で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。 ・ 法定外公共物で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもの。 ・ 私道で一般に不特定多数の者が通路として利用しているもので通り抜けができるもの。

避難地

松浦市地域防災計画 第3章第6節別表1に個別の名称の記載があるもの。

通学路

児童又は生徒が市内の小中学校の通学に利用する道路をいう。